

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 街区の区域変更及び街区の増設【市民文化スポーツ局市民部区政課】 85
- 放置自転車の移動及び保管【建設局総務部管理課】 87
- 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 93
- 育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの辞退の届出【保健福祉局障害福祉部障害福祉課】 94

◇ 公 告

- 農用地利用集積計画【産業経済局農林水産部農林課】 95

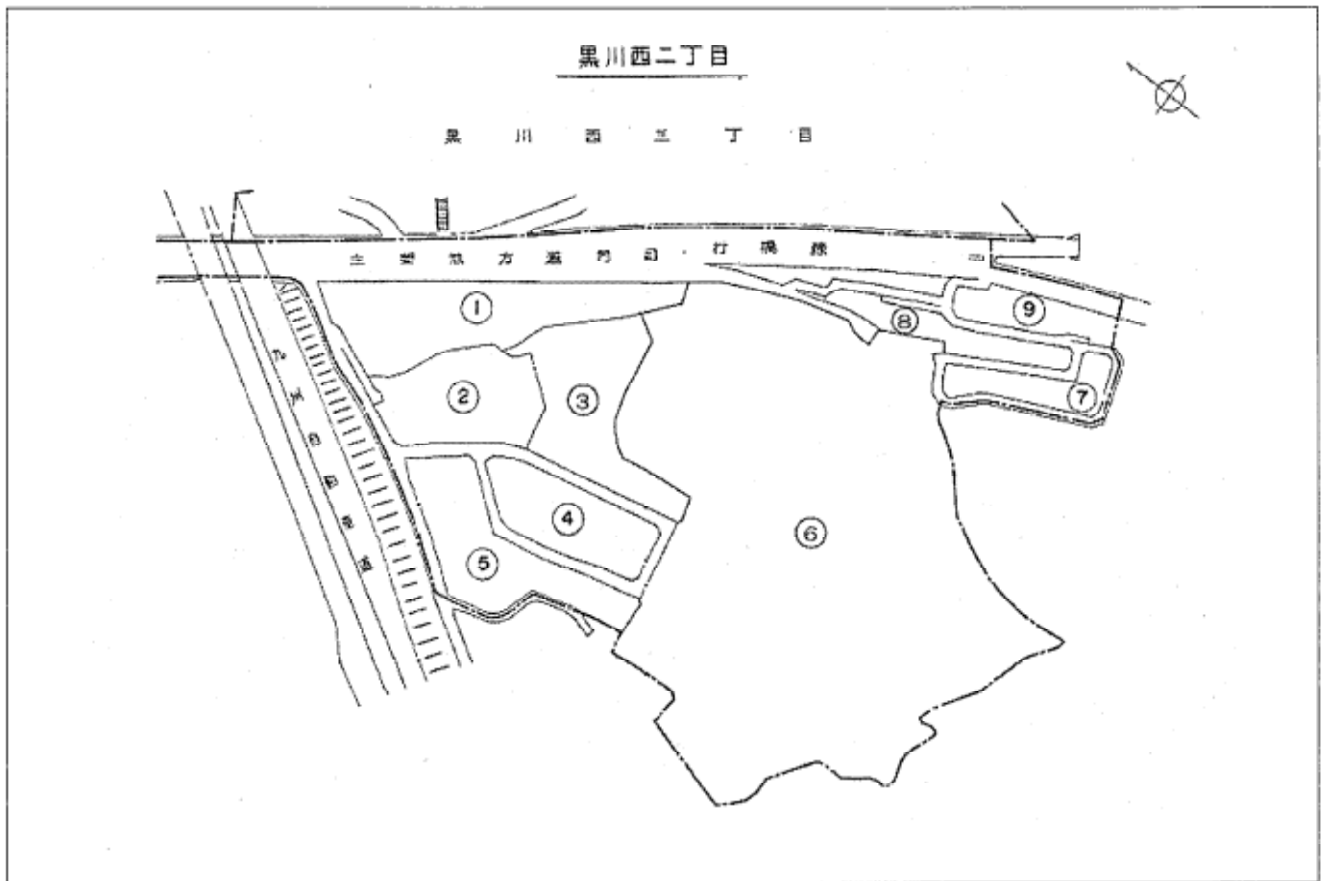
北九州市告示第16号

北九州市住居表示に関する条例（昭和41年北九州市条例第4号）第2条の規定により、別図1の北九州市門司区黒川西二丁目6番の街区の区域を別図2のとおり変更するとともに、別図1の同区黒川西二丁目の区域について別図2のとおり街区を増設し、平成26年1月21日から実施するので告示する。

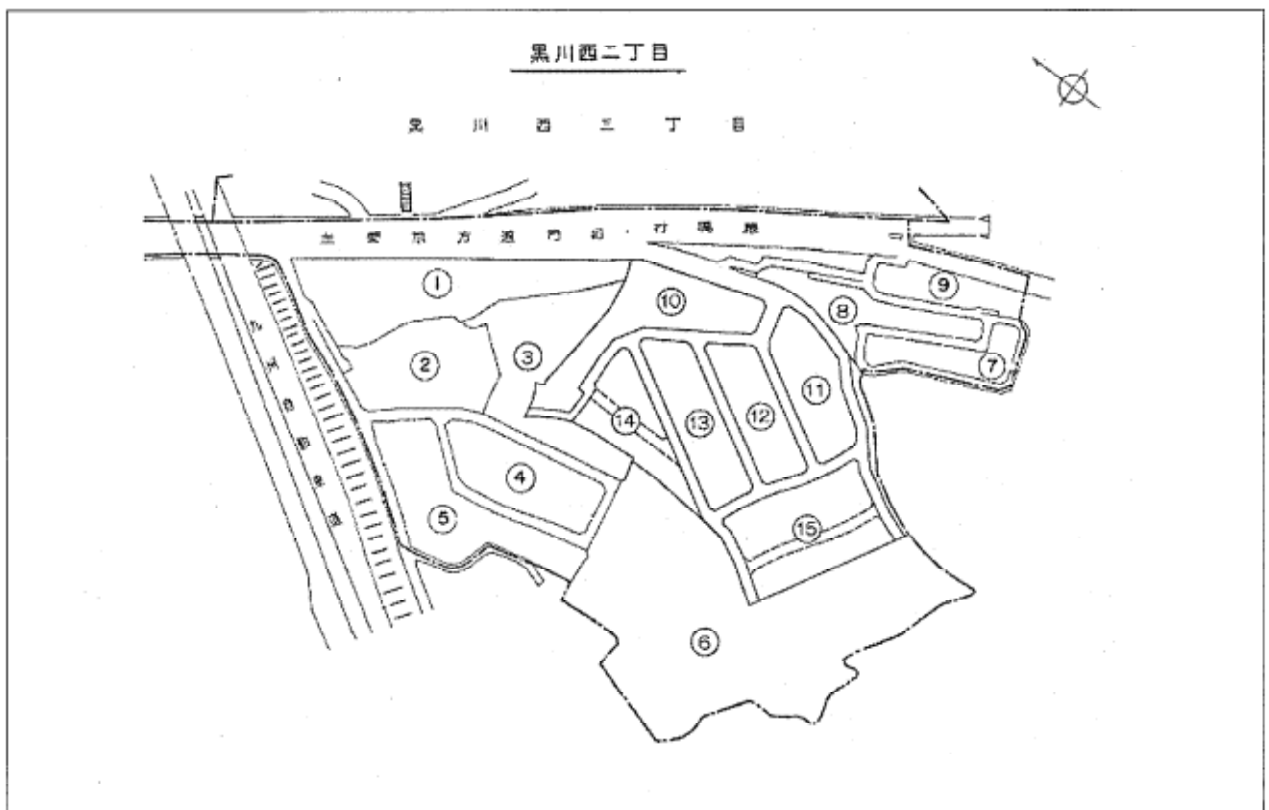
平成26年1月21日

北九州市長 北 橋 健 治

別図 1



別図 2



北九州市告示第17号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例(平成元年北九州市条例第8号)第10条第2項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成26年1月21日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
土曜日 午後1時から午後5時まで
ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区域内1番1号
北九州市建設局総務部管理課(電話582-2271)
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して6月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	7台	平成25年12月6日	北九州市門司区西海岸一丁目3番 西海岸自転車保管所

上記以外の門司区自転車放置禁止区域外	1台	平成25年 12月5日	
	1台	平成25年 12月10日	
	1台	平成25年 12月25日	
	1台	平成25年 12月26日	
J R 小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	50台	平成25年 12月12日	北九州市小倉北区青葉二丁目1番 青葉自転車保管所
	26台	平成25年 12月24日	
J R 西小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	12台	平成25年 12月6日	
J R 南小倉駅周辺地区自転車放置禁止区域	4台	平成25年 12月17日	北九州市小倉南区下城野一丁目1番 下城野自転車保管所
上記以外の小倉北区自転車放置禁止区域外	2台	平成25年 12月4日	
	3台	平成25年 12月5日	

	16台	平成25年 12月11日	
	14台	平成25年 12月12日	
	2台	平成25年 12月16日	
	2台	平成25年 12月17日	
	22台	平成25年 12月24日	
	4台	平成25年 12月26日	
J R 下曾根駅周辺地区 自転車放置禁止区域	17台	平成25年 12月25日	北九州市小倉南区八重洲町 16番 八重洲自転車保管所
J R 朽網駅周辺地区自 転車放置禁止区域	5台	平成25年 12月9日	
上記以外の小倉南区自 転車放置禁止区域外	1台	平成25年 12月2日	北九州市小倉南区下城野一 丁目1番 下城野自転車保管所

	1台	平成25年 12月4日	
	1台	平成25年 12月9日	
	3台	平成25年 12月13日	
	2台	平成25年 12月17日	
	3台	平成25年 12月20日	
	3台	平成25年 12月27日	
JR若松駅周辺地区自転車放置禁止区域	4台	平成25年 12月18日	北九州市若松区響南町8番 小石自転車保管所
上記以外の若松区自転車放置禁止区域外	2台	平成25年 12月3日	
	2台	平成25年 12月6日	
	3台	平成25年 12月10日	

	1台	平成25年 12月16日	
	1台	平成25年 12月17日	
	3台	平成25年 12月25日	
J R 八幡駅周辺地区自 転車放置禁止区域	7台	平成25年 12月13日	北九州市八幡西区築地町1 0番 築地自転車保管所
上記以外の八幡東区自 転車放置禁止区域外	2台	平成25年 12月24日	
J R 黒崎駅周辺地区自 転車放置禁止区域	4台	平成25年 12月5日	
J R 折尾駅周辺地区自 転車放置禁止区域	18台	平成25年 12月20日	北九州市八幡西区長崎町2 番 長崎町自転車保管所
J R 陣原駅周辺地区自 転車放置禁止区域	7台	平成25年 12月10日	
上記以外の八幡西区自 転車放置禁止区域外	50台	平成25年 12月10日	北九州市八幡西区築地町1 0番 築地自転車保管所

J R 九州工大前駅周辺 地区自転車放置禁止区 域	21台	平成25年 12月19 日	北九州市戸畑区三六町13 番 三六自転車保管所
J R 戸畑駅周辺地区自 転車放置禁止区域	8台	平成25年 12月11 日	
上記以外の戸畑区自転 車放置禁止区域外	3台	平成25年 12月3日	
	6台	平成25年 12月17 日	
	1台	平成25年 12月24 日	
	2台	平成25年 12月25 日	

北九州市告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成26年1月21日

北九州市長 北 橋 健 治

調剤（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
ふれあい薬局黒崎店	北九州市八幡西区菅原町1番4号	平成26年1月1日
ふれあい薬局神原店	北九州市八幡西区西神原町8番14号	平成26年1月1日

北九州市告示第19号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により育成医療、更生医療及び精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から辞退の届出があったので、同法第69条第3号の規定により次のとおり告示する。

平成26年1月21日

北九州市長 北橋健治

1 病院又は診療所（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
医療法人聖光明会光明聖マリアクリニック	北九州市八幡西区光明二丁目12番32号	開設者の変更のため	平成25年12月31日

2 調剤（育成医療、更生医療及び精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
たんが調剤薬局	北九州市小倉北区馬借一丁目5番3号	開設者の変更のため	平成25年12月31日
堺町調剤薬局	北九州市小倉北区堺町二丁目1番1号	開設者の変更のため	平成25年12月31日
有限会社ふれあい薬局黒崎店	北九州市八幡西区菅原町1番45号	開設者の変更のため	平成25年12月31日
有限会社ふれあい薬局神原店	北九州市八幡西区西神原町8番14号	開設者の変更のため	平成25年12月31日

北九州市公告第36号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年1月21日

北九州市長 北 橋 健 治

（別紙省略）